別紙

新型コロナウイルス対応に伴う在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 事業所番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック（〇） |
| １ | 在宅でのサービス利用を希望している対象者（利用者）がいる。 |  |
| ２ | 上記１の者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると**区市町村が判断**している。 |  |
| ３ | 知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されている。 |  |
| ４ | １日２回の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援と日報の作成に加え、作業活動、訓練等の内容等に応じ、１日２回を超えた対応が可能である。 |  |
| ５ | 緊急時の対応ができる。 |  |
| ６ | 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保している。 |  |
| ７ | 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を１週間につき１回は行う体制を確保している（困難な場合は電話・ＰＣ等による評価等に代替は可能）。 |  |
| ８ | 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う体制を確保している（困難な場合は事業所職員による訪問による評価も可）。 |  |

在宅でのサービス提供を行う際は上記内容を遵守して実施します。

なお、上記在宅でのサービス提供は、第６報（令和２年６月１９日付事務連絡）に基づいて実施します。